

平成 29 年 5 月 岩手県教育委員会定例会 会議録

- 1 開催日時
開会 平成 29 年 5 月 15 日 (月) 午後 1 時 30 分
閉会 平成 29 年 5 月 15 日 (月) 午後 2 時
- 2 開催場所
県庁 10 階 教育委員室
- 3 教育長及び出席委員
高橋 嘉行 教育長
八重樫 勝 委員
小平 忠孝 委員
芳沢 莖子 委員
藤井 克己 委員
畠山 将樹 委員
- 4 説明等のため出席した職員
今野教育次長兼教育企画室長、岩井教育次長
鈴木企画課長、佐々木特命参事兼予算財務課長、佐々木学校施設課長、永井教職員課総括課長、荒川小中学校人事課長、梅津県立学校人事課長、小久保学校調整課総括課長、鈴木産業・復興教育課長、菊池生徒指導課長、中島学校教育課総括課長、佐野義務教育課長、佐藤高校教育課長、佐々木特別支援教育課長、荒木田保健体育課総括課長、佐藤生涯学習文化財課総括課長、鎌田文化財課長
教育企画室：長澤主任主査、金野主査（記録）

5 会議の概要

- 第 1 会期決定の件
本日一日と決定

(事務報告)

- 第 2 事務報告 1 次期県総合計画の策定に向けた対応について（教育企画室）
別添事務報告により報告

教育長：基本的には、県の総合計画の教育分野、長期ビジョンとアクションプラン、それから「岩手の教育振興」は、教育委員会会議での協議をいただきながら策定してきたという経緯がございます。直近では、地教行法の改正がありまして、総合教育会議ができました。本日、総合教育会議が開催されますけれども、その場で知事と教育委員の皆さんと協議調整をさせていただきながら、次期県総合計画策定に向けた事務に取りかかりたいというのが、ただいまの説明の趣旨でございます。

八重樫委員：県の教育の計画を定める場合に、国の基本計画を「参酌し」と配付資料に書いてあります。岩手の独自の課題もあるでしょうし、方策もあると思いますが、国の考え方に準じて、その範囲で考えなさいということかと思えます。「参酌し」というのは、そういうことなのでしょうか。

鈴木企画課長：法律上の用語をそのままを使用したものでございますが、基本的な方向性としては、地域の実情に応じて、というところも法律に書いておりますので、八重樫委員からお話しがあったような解釈をしているところでございます。

教育長：法令上、上位計画等上下の関係があるような場合には、当該計画に「準じ」といった表現を用いますが、「参酌し」はそれよりも緩い意味合いであり、地域の実情をより反映する余地は十分あるということだと思えます。

畠山委員：教育振興基本対策審議会との関係について確認させていただきたいのですが、条例では、教育委員会の諮問機関として設置するとありますが、教育委員と審議会の委員の方々との協議、話し合

いをする場合は設けられるのでしょうか。

鈴木企画課長：特には想定されていないのですが、審議状況をこの教育委員会会議の場に報告し、御意見を頂きながら、次の審議会に反映させていくといったことを考えていたところです。そういった場を設定したほうがよいということであれば、場の設定についても考えていきたいと思います。

畠山委員：審議会の状況について報告をいただいて、検討し、何かあれば、という流れでやっていくということでしょうか。この審議会は年2回開催、それとも随時開催となるのでしょうか。

鈴木企画課長：今年度のスケジュールだけ載せておりましたが、県の総合計画と整合を図りながらということになりまして、最終的には県の総合計画は、平成30年度も引き続き検討が行われて、年度末に出来上がるということになりますので、教育委員会における議論は、平成30年度も引き続き行われることとなります。

教育長：会議の性格からしまして、教育委員会は執行機関であり、意思決定機関でございます。これに対して教育振興基本対策審議会は諮問機関でございます。そこは、専門家の皆様から一定の方向性を諮問いただくということで、自ずと性格が違いますが、最終的に県教委の計画を策定するには教育委員会会議での決定が必要となりますので、プロセスも含めて、審議会から答申いただいた内容は教育委員会会議で十分共有しながら進めていきたいと考えてございます。

藤井委員：教育委員会が策定する計画として、県教育振興基本計画があります。そして、その上の、知事が策定する計画で、「大綱」がございます。これは、知事主宰の総合教育会議で協議して決定されます。これらの関係はどうなるのでしょうか。

鈴木企画課長：最上位になるのが県の総合計画、県民計画ですが、それを大綱という位置付けにもしておりますので、そこは、総合教育会議で議題として協議し、方向性を確認しながら進めていくということになるかと思っております。県の教育振興基本計画につきましても、県民計画を基本計画として位置付けております。また、「岩手の教育振興」につきましても最上位の総合計画のもとに策定していきますので、いずれ、総合計画の策定状況とリンクさせながら、検討していくということになるものと考えています。

教育長：藤井委員からの御質問に対しては鈴木課長がお答えしたとおりでございます。平成27年4月に法改正があり新たに大綱をつくることとなりましたが、基本計画自体が県の総合計画であるという位置付けにしておりましたので、第一回目の総合教育会議において、そこをどうするのかということを調整させていただくとともに、長期計画それからアクションプランを大綱に位置付けるといった決定を行った経緯がございます。今度は、新たな県総合計画をつくっていくこととなりますので、教育分野について総合教育会議の場で意見調整や合意形成を図りながら、総合計画を大綱という位置付けで再度スタートさせたいということでございます。どうしても、各省庁では、国の計画があって県の計画があってひとつの計画という考え方が一般的なのですが、地方行政になりますと、ひとつの行政分野でなく全体的な計画の中で動いている分野もあります。岩手県では、そういった面を勘案した方向で決めてきています。全国的にもそれぞれです。県の計画があって別に教育の計画もある、ということもあれば、一体的にやっているところもあります。その点は各自治体の判断になります。

八重樫委員：総合教育会議が大綱をつくることになったが、岩手県の場合、そこをどうするか。屋上屋を重ねなくとも、県民計画の教育分野をもって大綱としよう、平成27年4月の総合教育会議において、そのようにしましたね。

教育長：そして、総合計画とアクションプランをつなぐガイドラインとしての「岩手の教育振興」、これは震災前に策定したもので復興関係が入っていないのですが、県の復興計画を今後どうするかという議論もあり、そういった状況も勘案しながら検討していく考えです。

畠山委員：大綱策定にあたって協議することが、我々教育委員の重要な任務のひとつと思っております。先ほどの質問は、どれも密接に関係していると思います。我々は、審議会で議論されていること等いずれも踏まえた上で総合教育会議に臨み、大綱に我々の意見が反映されるようにしないといけないという使命感をもってやっています。総合教育会議が年2回のペースでその部分がきちんと話し合われるのか、今回、大綱策定に向けた新たな動きになるとすれば、柔軟に意見させていただきたいと思っておりますし、検討をお願いしたいと思います。

教育長：知事との意見調整の場としての総合教育会議の位置付けはそのとおりでございますし、私も庁議メンバーに入っておりますし、個別に知事と話し合いをする機会もございます。いずれ、教育

行政については教育委員会会議での合意形成が極めて大事でございますので、知事とのやりとりの内容を申し上げたり総合教育会議としてどのような会議内容とするか等々、畠山委員の意見を踏まえながら、適切に対応していきたいと思っております。

(議案)

第3 議案第3号 岩手県いじめ問題対策委員会委員の任命及び解任に関し議決を求めることについて

(学校調整課)

別添議案により説明

藤井委員：確認ですが、チェック項目をみると、女性がお辞めになって男性が就任されるということなので、男女比率が1割減ることになります。これら全てクリアしなければならない訳ではないのでしようけども、少々違和感があるなと思っておりました。

菊池生徒指導課長：あくまでも指針でございまして、岩手県いじめ問題対策委員としての任を果たしていただく、所掌事務を果たしていただく、それに適任な方を推薦いただくということが第一義でございます。その上で、指針にあるチェック項目をクリアすることが望ましいということになってございます。加えさせていただきますと、平成30年1月11日までの委員の任期でございますので、今年度中に新しい委員を選任することになります。その際、各職能団体に推薦の依頼をすることになりますが、この審議会の指針等を含めて、可能な限り、対応させていただきたいと考えております。

教育長：男女共同参画社会の実現や女性活躍社会の実現など、いろいろな計画もございまして、基準ではなく指針だとは言いつつも、十分意識しながら、関係する皆様の協力をいただきながら、次回以降の人選に十分配慮していくということで、御了解いただきたく思います。

八重樫委員：団体に推薦を求める時に、できれば女性をお願いしたい等、何か働きかけているのですか。

菊池生徒指導課長：第一回目の委員選任時、推薦依頼先には指針についてお示ししてはありますが、適任者ということで、各職能団体からの推薦が、女性2人という結果となったものでございます。先ほど教育長が申しましたとおり、男女共同参画の視点も含んでおりますので、その点の御理解もいただきながら、今後対応していきたいと思っております。

藤井委員：県の一般的な審議会委員の男女比率というよりも、これはいじめ問題に関することですので、児童生徒として、男性も女性も勘案しなければならない。教員をはじめ関わる人も男女同数でいろいろなことが発生すると思っております。このことに関しては、男女、同じような比率を心掛けたほうがよいのではと思っております。

教育長：御意見として承りたいと思っております。ただ一方で、現実的に、例えば法曹界をみた場合に、極めて男女比が違うといったような事情もございまして、お願いする立場としては意思をはっきりさせた上で、御協力いただくようにしていきたいと思っております。

原案どおり決定

会議結果の公表は、教育長に一任することとして議決された。